

令和4年度 第2回 海南省総合教育会議

会 議 録

令和4年度 第2回海南市総合教育会議

日 時 令和5年2月14日(火)
場 所 海南市役所 2階 第4委員会室

出席者	海南市長	神 出 政 巳
	教育長	西 原 孝 幸
	教育委員	露 峯 明 信
	教育委員	川 村 栄 司
	教育委員	中 山 佳 子
	教育委員	岩 本 智 佳

事務局職員出席者

教育次長	中 野 裕 文
教育委員会総務課長	藤 岡 宏 樹
学校教育課長	福 田 匡
生涯学習課長	堀 内 信 宏
教育委員会総務課総括班長	岡 島 正 子
学校教育課総括班長	谷 所 正 崇
生涯学習課総括班長	上 芝 健 介
生涯学習課社会教育班長	梶 川 華 代
総務課教育総務班副主任	江 藤 大 介

次 第

- 1 市長挨拶
- 2 協議事項
 - (1) 海南市いじめ問題調査委員会の設置について
 - (2) 下津第一中学校、下津第二中学校統合実施計画(案)について
 - (3) 第2次海南市生涯学習推進計画(案)について
- 3 その他

(午後3時00分 開会)

藤岡教育委員 定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第2回海南市総合教育
会総務課長 会議を開催させていただきます。

それでは、開会にあたり、神出市長からご挨拶をいただきたいと思
います。

神出市長 皆様、今日は。本日はご多用の中、総合教育会議にご出席頂き、誠に
ありがとうございます。

教育委員の皆様方には平素、本市教育の充実・発展の為、ご尽力を賜
り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回のいじめにかかる報道について、教育委員会として、今日
まで、いじめ被害を訴えている児童保護者からの要望にも配慮のうえ対
応していると聞いておりますが、今一度、事実関係を明確にするため、
いじめ問題調査委員会を設置することになりました。

次に、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中、本市におきまし
ても、児童生徒数は減少の一途を辿っており、小・中学校の小規模化が
進行している状況にあります。このような状況を踏まえ、次代を担う子
供たちの「生きる力」を育む上で必要な教育環境の整備や教育内容の充
実を図るため、令和4年7月に「海南市学校規模適正化基本方針」が策
定されました。この方針に則り、今回、旧下津町時代からの課題であ
った、下津第一中学校と下津第二中学校の統合に関して、「下津第一中学
校、下津第二中学校統合実施計画(案)」が策定されました。

さらに、第3次海南市総合計画が掲げる「元気 ふれあい 安心のま
ち 海南」の実現に向け、令和5年度から10年間の生涯学習施策の基
本的な考え方や、生涯学習を通じたまちづくりを進めるための方向性を
明確に示すため、今回「第2次海南市生涯学習推進計画(案)」が策定
されました。

本日は、それらの議論の経過や教育委員の皆様のお考えをお聞かせい
ただき、本市における、よりよい教育環境の実現に向けて、協議を行
いたいと考えます。

皆様方には、忌憚のないご意見をお願い申し上げ、結びに、皆様方の
益々のご健勝・ご多幸を祈念申し上げ、開会のご挨拶と致します。

本日はご出席ありがとうございます。

藤岡教育委員
会総務課長 ありがとうございました。
 次に本日の傍聴について、海南省総合教育会議については、海南省総合教育会議運営要綱第6条に基づき原則公開としております。本日は2名の傍聴希望がありましたのでご報告いたします。
 それでは、この後の議事進行については、規定により神出市長にお願いしたいと存じますのでよろしくお願い致します。

神出市長 ただいま傍聴者についての報告がありました。2名の傍聴希望者に、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

全員 異議なし

神出市長 異議なしということで、傍聴者に入室いただくこととします。

――傍聴者入室――

神出市長 それでは、議事を進めさせていただきます。
次第の日程「2 協議事項」の「(1) 海南省いじめ問題調査委員会の設置について」です。
 いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に沿って取り組むことと聞いておりますが、それに沿った、「海南省いじめ問題調査委員会条例(案)」に基づいた、海南省いじめ問題調査委員会の設置について、総合教育会議で協議させていただきたいと考えております。
 では、まず初めに、海南省いじめ問題調査委員会の設置について、事務局より説明をお願いします。

藤岡教育委員
会総務課長 海南省いじめ問題調査委員会の設置についてご説明申し上げます。このいじめ問題調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行うため、第三者委員会を設置しようとするものです。
 その上で、今回は、本市6年生の保護者から、子供が1年生の頃からいじめを受けているとの訴えがあり、当初からいじめ事案に関する調査

を行い、事実確認を行ってまいりましたが、改めて、この事案について事実関係を明確にするための調査を行うものです。

「海南市いじめ問題調査委員会の設置について」の A4 の用紙をご覧ください。

第三者委員会の名称は、海南市いじめ問題調査委員会です。いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき設置することとし、所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項に規定する事実関係を明確にするための調査を行うものです。組織としては、委員会の委員は、5 人以内で組織し、その構成は、法律、医療、教育、福祉等に関する知識経験を有する者のうちから重大事態ごとに教育委員会が委嘱します。委員の具体的な職種は、弁護士 1 名、医師 1 名、臨床心理士 1 名、大学教授 1 名、弁護士または警察関係者 1 名を予定しています。委員会委員の選定については、県教育委員会の助言や協力を頂き、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学などの推薦等により、委員の選出を行いたいと考えております。

第三者委員会設置に係る令和 5 年度予算要求額は、委員報酬、旅費、通信運搬費、会場借上料等で 9, 689 千円を予定しています。

続きまして、第三者委員会の開催スケジュールとしましては、今後、2 月議会定例会で、第三者委員会の設置条例案及び予算案を提案し、可決していただければ、4 月から県教育委員会の助言や協力をいただきながら、職能団体や大学などの推薦等により、委員を選出していきたいと考えています。また、委員選出後、進捗具合にもよりますが、令和 6 年 2 月頃までに会議を終了したいと考えております。

続きまして、海南市いじめ問題調査委員会条例（案）について説明します。

先ほどの説明と重複するところもございますが、条例について、条文に沿って説明します。まず、第 1 条は、設置に係る規定でありまして、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、海南市いじめ問題調査委員会を置くこととしております。次に、第 2 条は、所掌事務として、教育委員会の諮問に応じ、事実関係を明確にするための調査を行うものとしております。第 3 条は、委員会の組織及び委員に関する規定です。委員会の委員は、5 人以内で組織することとし、委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了するときまでとしております。第 4 条は、委員会の委員長及び副委員長について、第 5 条は委員会の会議について、

第6条は、委員以外の者からの意見の聴取等について、第7条は、守秘義務について、第8条は、委員会の庶務について、また、第9条は、委任について、それぞれ規定しております。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものとし、附則第2項は、重大事態ごとの最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとし、附則第3項は、いじめ問題調査委員会の委員の報酬日額と時間額となっております。

以上で説明を終わります。

神出市長

事務局の説明が終わりました。ただいま説明がありました海南市いじめ問題調査委員会の設置について、どの部分からでも結構ですので、ご意見・ご提言等をお願いできればと思います。

まず、露峯職務代理、いかがでしょうか。

露峯職務代理

私の方からは、いじめ問題調査委員会、いわゆる第三者委員会の設置について意見を申し上げます。

学校現場では、いじめについては、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に沿って取り組むこととしており、事態が発生したと思われた場合には、早期にきめ細かく把握するため、各学校で、日常の児童生徒の観察はもとより、アンケート調査や面談の実施、保護者の方々から相談を受けるなど、その実情の把握に取り組んでくれています。

このように、各学校がより積極的に、いじめを認知して子供たちの人間関係について綿密な把握を行うとともに、日頃からの児童生徒に対し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続的な見守りに気を配っているものと思っています。

そうした取り組みの中で、教育委員会や学校では、今回のいじめ事案について、当初から事実関係を明らかにするための調査を十分に行うと共に、今日まで真摯に対応してきています。それにも関わらず、今回のいじめ事案について、市民の方にもご心配をかけたり、マスコミなどにもおいても様々な報道がされたことから、これ以上事態を混乱させないためにも、改めて、第三者委員会を設置して、いじめ事案の事実関係を検証し、明確にさせていただけたらと考えております。

神出市長 露峯職務代理、ありがとうございました。
続いて、中山委員はいかがですか。

中山委員 第三者委員会の人選について意見を申し上げたいと思います。
第三者委員会の委員については、今後、2月議会定例会で、第三者委員会の設置条例案を可決していただければ、4月からいよいよ選定作業となります。第三者委員会は組織としての独立性や中立性、また調査や検討の客観性が確保されるよう、構成メンバーの選出や調査方法などに透明性を持たせることが必要となります。その委員については、法律、医療、教育、福祉等に関する知識経験者を選出することとなり、先ほどの説明にありましたが、具体的な職種としては、弁護士、医師、臨床心理士、大学教授、警察関係者などを想定しています。

いじめの重大事態のガイドラインには、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係、特別な利害関係を有しない者を職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努める」と記載されていることから、設置主体である海南市教育委員会は県教育委員会の協力を得ながら、人選について進めていきたいと思ひます。

第三者委員会はプライバシーに配慮しながら調査し、委員の皆様と情報を共有し、複眼的な視点により問題を明らかにしていただけたらと思ひます。また、子供が直面した状況、それに伴う心身の状態を見つめることがより重要であると思ひます。専門的な視点や知識、方向性を示していただきたいと思ひます。

神出市長 中山委員、ありがとうございました。
続いて、岩本委員、よろしくお願ひします。

岩本委員 第三者委員会の調査結果の公開について意見を申し上げます。
これまでのマスコミ報道等により、今回のいじめ事案については様々な情報が拡散し、市民の方にご心配をおかけしています。
そのため、第三者委員会でいじめの事実関係を調査・検証していただいた結果については、多くの市民の方々が注目されているところだと考えます。当然のことながら公表されると思ひておられる方もいらっしゃると思ひます。ただ、文部科学省のガイドラインでは、特段の支障がなければ、公表することが望ましいとする一方で、公表する場合は、訴え

があった児童・保護者の意向を確認することと記載されており、公表を望まない場合は、公表を行わないという選択もあるようです。

これだけ、マスコミを使って、市民の方が今回の事案を知ることとなったのだから、結果を公表する必要があると思っていますが、公表することによる子供等への影響を考えると果たしてどうすることが一番いいのか、考えあぐねています。公表方法については、もう少し時間があるので、関係児童等の意向や影響を総合的に勘案し、判断したいと考えています。

神出市長

岩本委員、ありがとうございました。
続いて、川村委員、よろしくお願いします。

川村委員

いじめに関して、私の意見を申し上げます。

学校現場では人と人が接することにより楽しいこと、悲しいこと、苦しいことなど様々なことが子供たちの間でおきます。いじめについては、双方の言い分を公平に学校側が聞き事実確認の上、適切な指導をするのが本来の姿と思いますが、最近では双方の言い分が平行線をたどり解決に至らない事象が珍しくなくなっていると感じています。

今回の事案の場合は、保護者からの訴えを聞き、学校や教育委員会がいじめ防止対策推進法に従い事実を明確にするために調査を行い、当該の保護者に対して、また保護者会において丁寧に説明や対応をしてきたと聞いております。その結果、いくつかのいじめは確認できましたが重大事態として取り扱う内容は確認できなかったと把握しております。

その後、この件に関して知事のコメントがあり、マスコミを巻き込んだ社会情勢は厳しく、教育委員会として検討の上、第三者委員会を設置せざるを得ないと判断しました。第三者委員会による双方の児童・保護者そして地域社会が納得できるような詳細な調査と公表が必要と思います。

一方、いじめ事象には、訴えた側と訴えられた側の立場があり双方の児童や保護者の状況を忘れてはならないと考えます。その上で、調査結果がいかなる内容であれ社会を巻き込み、多額の市財政を費やしてのことだけに、できうる限り速やかに事実を公表するべきと考えます。

以上です。

神出市長

川村委員、ありがとうございました。
続いて、西原教育長、よろしく申し上げます。

西原教育長

他の委員のご意見と重なる部分もございますが、今回のいじめ事案については、保護者の訴えがあった当初から、教育委員会指導のもと、学校いじめ対策組織による調査を繰り返し実施してまいりました。しかし、一部の事実は確認できましたが、その他のいじめの事実を確認することができませんでした。そのような中、教育委員会、学校としましては、いじめ被害を訴えている児童とその保護者からの要望を真摯に受け止め、十分配慮した上、今日まで当該児童が健全な学校生活を送り、成長することができるよう、できるかぎりの対応を継続してきましたが、結果として保護者に納得していただけなかったことは残念に思っております。

なお、今般、いじめ事案の報道では、県知事から発言がなされたり、市の教育委員会への問い合わせもあつたりしたことから、これ以上市民の皆様にご心配をおかけし、混乱させないためにも、改めて、このいじめ事案の事実関係を明確にする必要があると考え、第三者委員会を設置し、調査・検証していただくこととしました。

今後、2月市議会定例会で、第三者委員会の設置条例案を可決していただければ、4月から第三者委員会の委員を選定することとなります。その際、県教育委員会の助言や協力をいただきながら、「いじめ防止対策推進法」に則り、弁護士、医者、心理福祉の専門家等の職能団体や大学などの推薦等から委員を決定し、第三者委員会により、今回のいじめ事案について、重大事態につながるいじめの事実の有無について調査・検証をしていただきたいと考えております。

神出市長

ありがとうございました。

海南市いじめ問題調査委員会の設置について、教育委員の皆様から、様々なご意見をいただきました。本日の協議により、海南市いじめ問題調査委員会の設置について、ご理解・ご認識を深めることができたのではないかと考えております。

それでは皆様からいただいたご意見等を踏まえまして、市議会の2月定例会に条例と必要な予算等を上程させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、協議事項の「(2) 下津第一中学校、下津第二中学校統合実施計画(案)について」です。

全国的な人口減少や少子高齢化が進展する中、海南市におきましても、児童生徒数は減少しております。教育委員会ではこれまでも学校適正配置の取組を進めてきたところであり、令和4年12月には政策調整会議の中で中間報告をしていただき議論をしたところでございます。今回、教育委員会によって「下津第一中学校、下津第二中学校統合実施計画(案)」がまとめられたことから、その内容等について、総合教育会議で協議させていただきたいと考えております。

統合実施計画(案)の内容について、事務局より説明をお願いします。

藤岡教育委員会
総務課長

下津第一中学校、下津第二中学校統合実施計画(案)についてご説明します。

昨年9月から、下津町地域の中学校と小学校（下津第一中学校、下津第二中学校、下津小学校、大東小学校、加茂川小学校）の校長、教頭、保護者会代表、地域代表から意見集約を行い、ご意見いただいた点などをもとに、この統合実施計画案を作成しました。

まず、1ページをご覧ください。「1 学校規模の適正化に関する基本的な考え方」では、統合に関しての基本的な考え方で、本市では、「海南市学校規模適正化基本方針」で示した適正な学校規模を確保することで、生徒の教育条件の改善と、学校教育の目的をより良く実現するため、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら適正配置を進めていくこととしています。

2ページは適正な学校規模についてです。基本方針では中学校の適正規模を6学級以上（1学年2学級以上）と示しています。また、イ「適正配置を積極的に推進する学校」として、中学校においては、小学校、中学校を通じて人間関係が9年間固定化されてしまうと幅広く多様な人間関係を得ることが難しくなることから、1つの小学校区で構成される学校「1小1中」で、1学級のみが学年が生じている、または見込まれる場合には、適正配置を積極的に推進することとしております。

3ページからは下津第一中学校と下津第二中学校の生徒数学級数の推移です。現状としましては、下津第一中学校は各学年1クラスの状態で、下津第一中学校に進学する唯一の小学校である下津小学校も各学年1学級であることから、下津第一中学校では小学校時代も含めると、9年間同じメンバーで学級が構成されることとなります。

4 ページからは適正規模の学校のメリットとデメリット、それと統合による効果となります。統合の効果としましては、「クラス替えもできるようになることで、人間関係の刷新が可能となる。」「多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。」「選択できる部活動の種類が増える。」等の効果があります。そういったことから、学校規模適正化の取組方針として、「海南市学校規模適正化基本方針」に基づき、下津第一中学校と下津第二中学校の統合に取り組むことを考えております。

6 ページからは、統合校舎の位置についての検討内容となります。6 ページでは、通学距離を、7 ページでは統合先と想定される海南下津高等学校と下津第二中学校の施設の状況を説明しております。

8、9 ページでは、A 案として「海南下津高校跡地に新築する案」、BCD 案として「下津第二中学校を利用する案」、E 案として、「新たな学校敷地を購入する案」について検討しております。

A 案では、新しい校舎での開校は、新しい学校がスタートする象徴になりますが、敷地が少し狭く、中学校での体育や部活動を十分に行うためのグラウンドを整備するためには、一部用地取得が必要と考えております。BCD 案では、下津第二中学校校舎の築年数が古いことから、長寿命化改修したとしても建物の残存年数は短いこと、工事の間グラウンドが使用できないこと、工事中の騒音、グラウンド側に建て替えた時の電車の音による学習環境の悪化、下津第二中学校の敷地を利用する場合全般に言えることですが、文化財の発掘調査が必要なことから、工事期間が大幅に伸びることなど、下津第二中学校の敷地を利用する場合には、課題が多いのが現状です。E 案では、加茂郷駅周辺に学校敷地を確保できる適当な候補地は見当たらず、仮に見つかったとしても土地の造成費が必要となり、新しい校舎を利用できるまでに時間もかかります。

次に、10 ページでは各案の整備の概算費用の比較を示しています。そういったことから、10 ページ下段になりますが、校舎整備方針として、通学距離(時間)、建設費用、建物の残存期間、グラウンド形状などを総合的に勘案し、学校敷地の一部拡張を条件として、海南下津高等学校敷地(海南市下津町丸田87-1)に新校舎を建設することを考えております。

11 ページには、海南下津高等学校の現状からみた新校舎の位置図と統合までのスケジュールを示しています。

12 ページでは意見集約した時の主な意見を記載しております。下津第

一中学校、下津第二中学校とも統合に対しては前向きな意見が多く、特に下津第一中学校では、もっと早く統合してほしかったという意見がありました。

13ページからは、学校統合推進検討会についてのこととなっております。検討会は、保護者を代表する者、学校の職員を代表する者、校区内の自治会を代表する者、その他教育委員会が適当と認める者で構成し、統合に係る諸課題を調査検討していくものです。

14ページのイメージ図をご覧ください。学校統合推進検討会は、下津町地域の2つの中学校と3つの小学校の関係者と地区代表で組織し、構成員は各学校の校長・教頭、保護者会の役員2名、地域代表については、下津第一中学校区では1名、下津第二中学校区では、大東小学校区で1名、加茂川小学校区で1名の2名を考えております。

以上で説明を終わります。

神出市長

事務局の説明が終わりました。ただいま説明がありました統合実施計画(案)について、教育委員会の中でどのように議論をなされたのか、委員の皆様には色々な思いもあろうかと思しますので、ご意見等をお聞かせいただければと思います。

まず、岩本委員、いかがでしょうか。

岩本委員

学校の跡地活用についての意見を申し上げたいと思います。

学校は地域コミュニティの中心であることから、今回の統合で、下津第一中学校と下津第二中学校がなくなることで、地域の影響は大きいものと考えております。跡地活用については、今後、話し合っていかれるものではあります。地域の方たちの意見を汲み取りながらも、色々なアイデアを考え、地域の発展につながるような形で活用できるよう努めたいと考えております。

以上です。

神出市長

岩本委員、ありがとうございました。

続いて、中山委員はいかがですか。

中山委員

学校統合推進検討会について、意見を申し上げたいと思います。

下津第一中学校と下津第二中学校の統合に関しての課題を話し合う学

校統合推進検討会について、現状の課題と統合の効果に対して、関係する保護者や地域の方たちから、合意と理解を得られるような形で進めていきたいと思えます。

学校の統合は、子供の教育条件をより良くするという前提のもとに行われるべきであり、統合後の学校における教育環境の整備や教育内容の充実が必要になると思えます。そこで両校の保護者のご意見を聞かせていただく中で、通学路の安全対策や、校舎の施設整備、生徒にとっての環境変化への対応、特色のある学校づくりなどは非常に気になる点であると考えております。また、地域の方にとっても、学校は地域コミュニティの中心であることから、どのような中学校になるのか関心は高いと思えます。そこで関係する保護者や地域の方の意見を集約することで、より議論が深まり、すばらしい学校になるものと考えております。

以上です。

神出市長

中山委員、ありがとうございました。

続いて、川村委員におかれましては、ご自身は下津第一中学校の卒業生であり、下津第二中学校の校長で、定年退職されております。よろしくお願ひします。

川村委員

新しい学校の校舎を中心に発言をしたいと思えます。学校の統合につきましては、教育委員としてこれまでにいくつか経験をしてきております。何れの統合におきましても、海南市民が誇れるすばらしい学校を作りたいということは、誰もが願っていることだと思えます。下津第一中学校と下津第二中学校に関しては、平成 17 年に旧海南市と旧下津町が合併した頃から統合案がありました。私は地元に住んでおりますが、そこから長い年月を経て、機は熟したなと思っております。

少子化等で、今後、ますます子供たちが少なくなっていく状況を踏まえて、新しい学校ということになるのですが、「教育は国家百年の大計である」と言われます。人を育てるためにはしっかりとした計画が必要です。新しい場所に海南市民誰もが「ええ学校を作ってくれた」と喜んでくれ、子供たちが満足して通える学校でなくてはなりません。しかしながら、教育委員会議において、この統合実施計画(案)についての説明を受けている中で、施設の面では、現在の中学校である下津第一中学校と下津第二中学校と比べて、新しい学校はやや校庭の面積が狭いのではないかと思っております。例えば、テニスコートの数も一面しかとれず、

部活動の際、近隣の大東小学校に通わなくてはならないようであります。こういうことを長い目で考えると、子供もたちも不便ですし、教員も毎日引率が必要となると、困難なことになってくるのではないかと思います。すばらしいという言葉が当てはまるような学校にするには、色々な課題をクリアしなければなりません、是非、素晴らしい計画を練って、素晴らしい学校を作ることをお願いしたいと思います。

以上です。

神出市長

川村委員、ありがとうございました。

続いて、露峯職務代理、よろしくお願いします。

露峯職務代理

両校の統合への取組につきまして、意見を申し上げます。

事務局の説明や、川村委員のご意見にもありましたが、統合につきましては資料の3ページでも明らかなように、下津第一中学校においては、今後も1学年1学級の状態が続くことが見込まれ、下津第一中学校に進学する唯一の小学校である下津小学校も1学年1学級であり、9年間同じメンバーでの学校生活が続いてしまうことになるわけです。

下津第二中学校においても、若干事情は異なりますが、生徒数の減少は目に見えておりまして、近い将来に1学年1学級になる見通しです。人間関係の固定化を解消し、一定の人数規模の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけていくという教育を行うためには、下津第一中学校と下津第二中学校の統合は、必要不可欠であると考えます。

昨年秋頃から行っている、保護者や地域の代表者の方々からの意見集約を行う場では、統合に関して反対の意見はほとんどなく、概ね歓迎されているので、スムーズに計画が進むとは考えておりますが、丁寧な議論を積み重ねることで、皆が納得する素晴らしい学校を作りたいと考えております。

以上です。

神出市長

露峯職務代理、ありがとうございました。

続いて、西原教育長、よろしくお願いします。

西原教育長

下津第一中学校と下津第二中学校の統合については、市議会において

も取り上げられてきた経緯があります。先ほど、川村委員のご意見にもありましたが、平成 17 年の旧海南市と旧下津町の合併後、平成 18 年に下津町地域の学校の適正配置の計画案が策定され、下津第一中学校と下津第二中学校の統合という方針が定められました。しかし、当時は下津小学校と下津第一中学校との小中を連携した一貫教育の実践が、文部科学省と和歌山県教育委員会の研究指定を受けまして、盛んに研究が行われておりました。大きな成果を満たしていたということもございまして、当時の保護者はもちろん地域の方も統合への意識というものはなかなか高まりませんでした。しかし、当時と比べて生徒数の減少はさらに進み、小中の一貫教育も一定の成果が得られたことで、下津町地域での中学校教育の新たな展開を見いだす状況になっております。このような中、昨年、海南市における適正規模、適正配置についての基本方針を策定することができました。この基本方針に基づき、下津町地域における中学校につきましては、下津第一中学校と下津第二中学校を統合し、令和 6 年 3 月に閉校となる海南下津高校の跡地に新しい校舎を新築するということで、関係する学校の関係者への意見集約を行ってきたところ、概ね一定の理解を得ることができ統合への抵抗感も少なかったことから、スムーズに計画を進めることができるのではないかと考えております。市の重要案件でもあることから、市当局とも協議をし、保護者や地域との調整を図りながら、統合計画を具体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

神出市長

ありがとうございました。

本統合実施計画(案)について、ただいま教育委員の皆様から、様々なご意見を頂戴しました。

本日の協議により、統合実施計画(案)の内容について、ご理解・ご認識を深めることができたのではないかと考えております。

この統合実施計画の趣旨・内容を十分に踏まえ、下津第一中学校と下津第二中学校との統合に向けて、一層のご尽力をお願い申し上げます。

それでは、続きまして、協議事項の「(3) 第 2 次海南市生涯学習推進計画(案)について」です。

「第 3 次海南市総合計画」が掲げる理想のまちの姿である「元気 ふれあい 安心のまち 海南」の実現を生涯学習の面から実現するため、「第 2 次海南市生涯学習推進計画(案)」の策定が進められていますが、

その内容等について、協議させていただきたいと考えております。

では、まず初めに、第2次海南省生涯学習推進計画(案)の内容について、事務局より説明をお願いします。

堀内生涯学習
課長

それでは、「第2次海南省生涯学習推進計画(案)」の策定について、ご説明いたします。

計画案の1ページをご覧ください。「第1章策定にあたって」でございます。本計画では、まずは、生涯学習という言葉の説明や、海南省として生涯学習とは何を指すかの定義づけを行うこととし、1ページ、2ページには生涯学習についての説明、そして生涯学習を構成する、社会教育、学校教育、家庭教育、自己学習の関係を示したイラストを掲載しております。

次に、3ページをご覧ください。「計画策定の目的と背景」、「計画の位置づけ」及び、「計画の期間」でございます。生涯学習課では、平成25年3月に、本市の生涯学習を推進する指針として、10か年を計画期間とした『海南省生涯学習推進計画』を策定し、生涯学習に取り組んで参りましたが、令和4年度をもって計画期間満了となります。また、この10年間で大きく変化した社会情勢に対応し、引き続き生涯学習を推進していくため、令和5年度から令和14年度までの10年間を期間とする「第2次海南省生涯学習推進計画」を策定するものです。

4ページには、生涯学習とSDGs、そして本計画との関係を記載しております。

次に5ページをご覧ください。「第2章海南省の現状と課題」としまして、5ページから18ページには、平成24年度からの人口推移と推計値。そして、計画の策定にあたり実施しました、市民アンケート調査の結果を記載しております。アンケート項目につきましては、第1次計画時のアンケートと比較するための項目に、第1次計画策定後、新たに開始した「家庭教育支援事業」や「海南 nobinos」、「SDGs」などもアンケートに加え、回答者の過度な負担とならないよう、20問程度に収めております。

18ページをご覧ください。「アンケート調査の意見を抜粋したもの」、「アンケート調査からうかがえること」を記載しております。意見としては、「生涯学習への一歩がなかなか踏み出しにくい」というようなものがありました。また、調査結果からは、生涯学習をした人が増加していることや、学習形態が集団から個に変化していること、学習方法もオ

ンライン講座等、多様化している傾向があることがうかがえました。

19 ページをご覧ください。今回の計画策定では、生涯学習に関わる団体や市民の皆様による「推進懇話会」、庁内の関係部署で構成した「庁内作業部会」を開催することで、さまざまな方から意見を頂きながら、策定を進めてまいりました。こちらには、推進懇話会と庁内作業部会で出された主な意見を掲載しておりまして、生涯学習施策のPRや情報の発信方法、公民館などの人と人がつながることができる居場所づくり、ニーズ把握や関係機関の連携、施設整備の必要性などについて、ご意見を頂戴しました。

20 ページをご覧ください。こちらには、アンケート調査の結果と、推進懇話会、庁内作業部会での意見等を踏まえ、本市の現状と課題を4点に整理しております。1点目は『社会の多様化と両極化への対応』、2点目は『個人と地域をつなぐ「学び」の重要性』、3点目は『新しい情報発信とニーズの把握』、4点目は『関係機関の連携強化』となっております。

21 ページから 23 ページには、第1次計画期間である10年間における主な出来事と成果を記載しており、21・22 ページには、主な出来事といたしまして、下津地域における公民館の誕生や、海南 nobinos の開館などについて記載しております。

23 ページには、第1次計画において掲げた3つの基本方針と、それぞれに関連する主な成果を記載しております。1点目の『未来を拓く学びの推進』では、家庭教育支援事業への取組や、地域共育コミュニティ推進事業とコミュニティ・スクールの合同研修について、2点目の『楽しく学び、人がつながる地域づくりの推進』では、下津地域への公民館の開館や公民館の午前開館について、3点目の『いつでも、どこでも、だれもが学べる学習環境の充実』では、公民館の設備改修や海南 nobinos の開館による、読書手帳や自動貸出機器の導入などの取組について記載しております。

24 ページをご覧ください。ここからは第3章としまして、本計画の理念と施策を記載しております。まず、基本理念は、第1次計画を踏襲し『人を育み 人をつなぎ 未来を拓く 学びのまち かいなん』としており、20 ページで整理した本市の現状と課題を重点課題とし、それらに関する「基本方針と基本施策」を設定しております。基本方針は3項目で、項目1は「一人一人の豊かな人生の実現に向けた生涯学習への取組」で、4点の基本施策。項目2は「家庭・学校・地域が共に学び、育ちあ

う地域づくりへの取組」で3点の基本施策。項目3は「多様なニーズに応じた生涯学習に親しむことができる環境づくりへの取組」で6点の基本施策となっております。

25ページには、これらの4点の重点課題への取組について記載しております。

26ページから34ページには、4つの重点課題を解決するための、それぞれの基本方針と基本施策への取り組みと、SDGsが掲げる17の大きな目標の内、どの分野が基本方針の目標対象となるのか、マークで表しております。また、それぞれの基本施策に該当する主な事業を整理し、記載しております。

35ページには、「第2次海南市生涯学習推進計画」の策定経緯を記載しており、36ページには、社会教育委員、37ページには生涯学習推進計画推進懇話会メンバーの名簿をそれぞれ記載しております。

今後は、2月に開催される「第4回社会教育委員会議」で報告し、3月に開催を予定しております教育委員会議にて最終報告・承認をいただいたのち、年度内に策定を終える予定でございます。

説明は以上でございます。

神出市長

事務局の説明が終わりました。ただいま説明がありました推進計画(案)について、どの部分からでも結構ですので、ご意見・ご提言等をお願いできればと思います。

まず、中山委員、いかがでしょうか。

中山委員

推進懇話会・庁内作業部会について、申し上げたいと思います。

今回の計画策定の特徴のひとつに、推進懇話会と庁内作業部会を開催したことが挙げられると思います。生涯学習の範囲は広範囲に及ぶため、関係機関や関係部署との連携が必要であることから、教育委員会や社会教育委員会議以外のさまざまな立場の方から、生涯学習の現状などについて、直接意見を聞く機会を設けました。推進懇話会では、それぞれの立場から考える意見を頂戴し、教育委員会だけでは把握が困難であった内容についても、ご提言をいただくことができたと感じています。

また、庁内作業部会では、生涯学習に関わる関係各課が集まり、お互いの事業内容の見直しや、今後の連携を見据えた話し合いができました。

「第2次生涯学習推進計画」を進めていくにあたっては、これらのご意見・ご提言を踏まえ、生涯学習課だけが取り組むのではなく、関係機

関や関係部署に加え、図書館と公民館といったように、施設間同士でも連携していく必要があると思います。

以上です。

神出市長

中山委員、ありがとうございました。

続いて、岩本委員お願いします。

岩本委員

「第2次生涯学習推進計画」の策定にあたり、現在の生涯学習に対する市民の皆様の意識を把握するためにアンケート調査を実施しました。

アンケートの設問は、前回の結果と比較するため、前回と同様とした設問に加え、前回から10年が経過していることなどから、海南 nobinos やSDGs など、生涯学習課の社会教育・文化振興・体育振興に関する幅広い分野も追加しました。

アンケート結果からは、10年前よりも生涯学習に取り組んだ方が増加しているものの、コロナ禍での外出制限の影響などもあり、これまでの施設を利用した学習である「集団での学習」から、自宅での学習活動である「個での学習」に、学びの形態に変化が生じていることがうかがえました。

これらのアンケート結果が現在の『市民の声』であることを認識し、今後は、これまでの「集団での学習」を維持しつつ、「個での学習」にも対応することに加え、市報だけでなく、新たな情報発信ツールを検討することにより、市民の皆様に生涯学習活動の情報を入手していただくことができるよう、他市の取組などを注視する必要があると考えています。

以上です。

神出市長

岩本委員、ありがとうございました。

続いて、川村委員、よろしくお願いします。

川村委員

本計画につきまして、教育委員会の方で何度かの説明がありました。全体として概ね良い計画ではないかと思っております。ただ、計画の期間が前回も今回も10年間となっており、社会の変化が非常に激しいことから、内容によってはもっと短期間で見直していかなければ時代に遅れてしまうのではないかとこの部分があります。そこにつきましては、担当部署の方で計画の変更も考えていかなければならないと思っております。その中で、25ページの重点課題について、私の感覚ではあります

が、少しお話したいと思います。

一点目の社会の多様化と両極化への対応について、「新しい生活様式」に対応した取組が重要と考えます。中でも ICT、通信機器の活用については、年々刻々と変化しているように思います。それぞれの年齢に即した対応の充実が喫緊の課題と思っています。小中学生でもパソコンを一人一台持って授業で使用しているような時代ですが、ネットで海南市内の学校のことを記載している記述を見ると、パソコン教室で非常に古い機器を使っているということが書かれておりました。そのようなことにも対応しなければなりません、特に高齢者への対応について、例えば市のイベント等に申込みをしようとする、ネットを通して行うことが求められます。このようなことから、年齢に対応した取組が必要であると思います。例えば高齢者を対象としたスマホ教室など、各企業によって開催されていますが、市の方でも、公民館などの身近な場所で開催することを増やしていただけたらと思います。小中学生につきましては、学校の方で色々この分野の学習をしておりますが、日本はプログラミングの分野の学習が遅れていると言われる中で、休日に学校以外でも学べる機会を作っていかなければ、海南市から人材が育っていかないのかと考えます。

二点目として、個人と地域をつなぐ「学び」の重要性というところにつきましては、先ほど岩本委員のご意見にもありましたが、集団から個へという現象が、地域においても見られます。人と人の希薄化は新型コロナウイルスの蔓延により一層加速したように思います。各地区への働きかけを積極的に行い、班活動や地域の催しなどを実施し、住民のつながりを取り戻す工夫がいるのではないのでしょうか。

三点目、新しい情報発信とニーズの把握につきまして、一点目と関連が深いのですが、高齢者は情報を取り入れる方法がわからないということが多くと思います。では、どこに頼るかという、やはり活字ということになり、広報や回覧板などに頼ることから抜け出せない方が多いと思います。ですので、そういう活字の媒体を大切にすることが必要だと考えます。

四点目の関係機関の連携と強化について、多くの内容がございますが、私がここ数年間で最も大切だと考えるのは、休日の中学校部活動が2023年度から2025年度までの間に地域社会に移行し、学校においては休日の部活動は行わないという方針が打ち出されている点でございます。県、市の方も少しずつ進んでいるように聞いておりますが、市の方向性を議

論する会を早期に設置することが必要と考えています。休日での部活動の位置づけや、人材、費用、施設、スポーツクラブの運営、文化クラブの運営等をどのように行っていくかなどの点について、課題があると思います。

以上です。

神出市長 川村委員、ありがとうございました。
続いて、露峯職務代理、よろしくお願いします。

露峯職務代理 事務局の説明にもございましたが、今回の計画策定では、重点課題に取り組むために、3つの基本方針と、それらへの基本施策を設定しました。

基本施策の具体的な事業について、4つの重点課題への取組は、中身に関して川村委員からご意見がありましたが、教育委員会だけでなく、市全体でも取り組む必要があると考え、生涯学習に関係する市長部局の各課事業についても記載しています。

推進懇話会や庁内作業部会では、教育委員会以外のメンバーを選んでいます。これは、重点課題にも挙げられている「関係機関の連携強化」につながるものであり、今後は関係各課の連携や情報の共有により、効果的な生涯学習の推進を支援していくことが重要であると考えています。

また、国連において採択された、「よりよい世界を目指す」目標である、SDGsの17の大きな目標のうち、各基本方針に関連する目標を掲載しておりますが、令和5年度から生涯学習の推進に取り組むにあたり、視覚的にも、本市のどの事業がどの目標達成に関連しているのかを確認することができますので、これらを意識しながら本市の取組を進めていく必要があると考えています。

以上です。

神出市長 露峯職務代理、ありがとうございました。
続いて、西原教育長、よろしくお願いします。

西原教育長 教育委員会が関わる色々な施策に関する計画として、一番大きなものは総合計画、他にはスポーツ推進計画、子供読書活動推進計画、教育施

設の長寿命化計画、学校教育に関しては手引きという形で策定され、生涯学習についてはこの生涯学習推進計画が策定され、これに則って取り組んでいきます。今回の生涯学習推進計画につきましては、懇話会与市内の作業部会、社会教育委員会議をそれぞれ3回ずつ、計9回を約一年かけてまとめられました。計画の冒頭には「生涯学習」や「社会教育」といった言葉の解説がありますが、この「生涯学習」や「社会教育」といった言葉は、広く一般での認識や理解が難しい言葉のように考えられ、推進懇話会においても言葉の定義について意見がありましたことから、解説を記載しております。

また、平成18年に施行された改正教育基本法では、新たに「家庭教育」についての条文も盛り込まれておりますが、これは家庭教育も生涯学習を構成する要素であり、社会全体で家庭教育や子育てを支援する必要があることを示していることがわかります。そこで、少しでも「生涯学習」や「社会教育」、「家庭教育」を知ってもらい、理解を深めてもらうため、社会教育委員の皆様方から多くのご意見をいただき、法律や海南市が考える「生涯学習」を表すイメージ図を用いて解説しています。

また、前回策定からの10年間で、社会はめまぐるしく変化しており、今回の計画実施期間も10年となっておりますが、次の10年間においても情報機器の急速な発達や、大きな社会の変化が起こることが予想されることから、策定から5年後に、その時の社会の流れに応じた中間見直しを行うこととしています。情報機器、デジタル化の発達は目まぐるしいものでありますが、人間が生きていく中では、アナログの部分も大切であり、バランスのようなことも考えていかなければなりません。

この3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、今まで生涯学習の分野で大切にしてきた、直接人と人が集い、お互いが学び合う活動が大きく制限された時期もありましたが、ICT機器の活用により対面でも学習することが可能になり、また、自分の都合の良い時間や場所で学習することができることにより、生涯学習を進める方法も変わりつつあります。

子供から高齢者まで、だれもが学びたいときに学びたいことを容易に学習することができ、その成果を地域社会で発揮できたり、地域社会に還元できるような海南市となるよう、この計画に基づいた事業を実施したいと考えています。

以上です。

神出市長

ありがとうございました。

推進計画(案)について、教育委員の皆様から、さまざまなご意見を頂戴しました。

本日の協議により、推進計画(案)の内容について、ご理解・ご認識を深めることができたのではないかと考えております。教育委員会におかれましては、この推進計画の趣旨・内容を十分に踏まえ、海南市における生涯学習の充実に向け、一層のご尽力をお願い申し上げます。

それでは、続きまして、次第の日程「3その他」でございます。教育委員の皆様方、事務局の方から何かご意見等はございませんでしょうか。

それでは、私の方から一点申し上げたいと思います。

一昨日、第22回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されました。少子化やコロナ禍の影響もあり、太地町と北山村が不参加ということで、28市町42チームで争われました。本市は保護者の方々のご理解、学校関係者のご尽力によりまして、代表チーム、オープンA、オープンBの3チーム30名が出場することができました。成績もよく、団長として納得した次第です。実行委員会事務局を務められた皆様に、衷心より御礼を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでした。

そのような中で、惜しむらくは、海南中学校のエースの選手が走ってくれていたなら優勝できたのにと感じた次第です。3年前にも海南中学校のエースが不参加ということで、2位となった巽中学校のアンカーが泣かれた思い出がよみがえってきました。高校受験を目前に、中学3年生が出場するには大変難しい面もございますが、小さな海南市の子供たちに和歌山県で1位という一生の思い出を味わせてあげるために、やはりオール海南市でのチーム編成というものを改めて皆様にご認識いただけたらと思います。

それでは、これもちまして、令和4年度第2回海南市総合教育会議を閉会いたします。

(午後4時15分 閉会)